

## 大規模地震災害時における臨時避難所の提供等に関する協定

日進市（以下「甲」という。）と株式会社SOKEN（以下「乙」という。）は、大規模地震災害が発生した場合において、お互いによりよい地域パートナーとして防災活動を連携協力して実施し、被害を最小限にするために必要な事項について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、日進市域において大規模地震に伴う災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における応急対策活動に関し、可能な範囲内で相互に協力することにより地域防災活動を円滑に実施し、日進市内における被害の拡大を防止することを目的とする。

### （対象施設）

第2条 この協定の対象となる乙の施設は、次のとおりとする。

- （1）施設の所在地 日進市米野木町南山500番地20
- （2）施設の名称 株式会社SOKEN

### （情報の提供）

第3条 甲及び乙は、災害時にはあらゆる通信手段を使用し連絡を取り合い、互いに情報を共有するものとする。

- 2 甲及び乙は、地域防災活動に関して円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ情報交換を行うとともに、その他防災活動についての情報交換を行うものとする。

### （地域支援）

第4条 乙は、災害時における応急対策活動に係る地域支援の一環として、臨時避難所としての施設の提供を実施可能な範囲で行うものとする。

- 2 第1項に掲げる地域支援は、甲の要請に基づきこれを行うものとする。
- 3 地域支援は、乙の自衛消防活動等事業所運営を阻害するものであってはならない。

#### (施設の提供)

第5条 甲は、災害時において、甲の指定する避難所等だけでは対処できないと判断した場合、乙に対して前条に掲げる臨時避難所の開設を要請することができるものとする。

2 乙の対象施設のうち、臨時避難所として提供し、開設することができる施設区分は、下記に掲げる場所とし、提供に対する対価は無償とする。

(1) A棟1階玄関ロビー、来客エリア（トイレを含む） 計 315 m<sup>2</sup>

(2) A棟1階ホール 計 480 m<sup>2</sup>

(3) 上記以外の安全が確認できた棟内※

※被災時には、周囲の状況及び乙の被災状況を鑑み、株式会社デンソー先端研究所、株式会社デンソーユニティサービス保安事業部と情報交換の上、乙の防災隊長の許可にて提供できることとする。

#### (臨時避難所の開設)

第6条 甲の乙に対する要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前条の規定による要請があった場合には、臨時避難所を開設するものとする。ただし、乙が直ちに開設できないやむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

3 乙は、開設の可否を決定したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

4 甲は、乙が臨時避難所を開設したときは、乙の所在する地域の自主防災組織にその旨を連絡するものとする。

5 乙は、災害の規模によっては自主的に臨時避難所を開設することができる。この場合においては、乙は、甲に速やかに連絡するものとする。

#### (臨時避難所の管理・運営)

第7条 臨時避難所は、甲と乙が共同して運営するものとし、避難者支援にあたっては乙の従業員と地域住民関係なく平等に行うものとする。

2 甲は、乙の提供する臨時避難所に運営及び施設管理上の担当者を配備のうえ次の業務を行うものとし、甲の災害時指定避難所と同等の扱いをするものとする。

(1) 施設維持管理のための巡回

- (2) 災害情報の提供
- (3) 避難者の生活・健康に関する管理
- (4) 必要な食糧、支援物資等の供給
- (5) 一般廃棄物の処理
- (6) その他災害時に必要となる業務

- 3 甲の担当者は、臨時避難所として提供されている乙の施設を破損しないよう避難者等に対して指示するものとする。
- 4 甲は、乙と避難者又は避難者間の紛争が生じた場合など、解決に必要な措置を甲の費用と責任で講ずるものとし、臨時避難所の管理・運営に関する責任を負担するものとする。
- 5 乙は、臨時避難所における生活に必要な設備器具等の提供に努めるものとする。
- 6 臨時避難所として使用する期間は、原則として開設後3日以内とし、甲は臨時避難所の避難者をできる限り速やかに、甲の指定する避難所に移すように努めるものとする。ただし、甲の災害復旧が長期にわたる場合は、期間延長に関し、1週間を限度として甲乙協議して定めるものとする。
- 7 乙は、前項ただし書の規定により期間延長した場合であっても、使用期間が満了する前に施設を使用する必要が生じたときは、施設の明け渡しを求めることができるものとする。この場合において、甲は誠意をもって速やかに明け渡しに応じるものとする。

#### (第三者加害)

第8条 乙が行う施設の提供及び臨時避難所の運営に関して、第三者に損害が発生した場合は、乙は一切の責任を免れるものとし、甲が責任を負担する。

#### (補償)

第9条 臨時避難所の運営及び避難者支援にあたり、乙の従業員が被った人身事故等に係る損害補償については、日進市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年日進町条例第12号）の規定の例により、甲が負担する。

#### (経費の負担)

第10条 乙が行う施設の提供及び臨時避難所の運営に要した次の各号の経費については、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するも

のとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、愛知県災害救助法施行細則（昭和40年10月29日愛知県規則第60号）に定めるところにより甲が負担するものとする。

- (1) 備品、食糧、消耗品費（避難者支援のために追加した物資等を含む。）
- (2) 車両、機械器具類の燃料費
- (3) 臨時避難所運営にあたって破損した備品、器具等の修理費
- (4) 対象施設、用地の原状回復に必要な修繕費
- (5) その他施設の提供、臨時避難所の運営のために要したと認められる費用

（経費の請求）

第11条 乙は、前条の規定に基づき施設の提供及び臨時避難所の運営に要した経費を集計し、甲に一括して請求するものとする。

（経費の支払い）

第12条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、内容を確認したうえ適当と認めたときは、30日以内に乙が指定する支払先に支払うものとする。

（価格の決定）

第13条 甲が負担する経費の価格は、災害時直前における適正価格を基準として、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（研修等）

第14条 甲及び乙は、この協定の効果的な運用を図るため、研修等の実施に努めるものとする。

（連絡責任者の選任）

第15条 甲及び乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、あらかじめ連絡責任者を2名以上選任し、毎年度5月末までに相互に報告するものとする。なお、連絡責任者の変更があった場合は、その都度速やかに報告するものとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制及び連絡方法等について、別に協議のうえ定める。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和2年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までに、甲、乙いずれからもこの協定の延長に対して異議の申立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲・乙協議して決定するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

令和元年10月29日

甲 日進市蟹甲町池下268番地  
日進市  
代表者 日進市長 近藤裕貴

乙 日進市米野木町南山500番地20  
株式会社SOKEN  
代表者 取締役社長 若林宏之